

静岡産業大学教育職員任用及び昇任規程

(目 的)

第1条 この規程は、静岡産業大学教授会及び専任教授会規程第4条（専任教授会の審議事項）第2項の規定により静岡産業大学（以下「本学」という。）の教育職員（以下「教員」という。）の任用及び昇任に関する必要事項を定める。

(専任教授会)

第2条 専任教授会は、教員の任用及び昇任に関して、その資格審査並びに任用及び昇任の適否等を審議する。

- 2 専任教授会は、本学各学部ごとの教授をもって構成し、当該学部長がその議長となる。
- 3 学部長は、専任教授会の審議の結果を当該学部の教授会に報告するものとする。

(発議及び決定)

第3条 教員の任用及び昇任は、当該学部長が発議し、当該学部の専任教授会の審議及び学長の承認を経て理事長がこれを決定する。

(審査委員会)

第4条 教員の任用及び昇任にあたり、その資格に必要な論文、著書等を審査するため、本学の各学部に審査委員会を設ける。

- 2 前項の委員会は、当該学部の専任教授会が選任した教授3人をもって構成する。
- 3 審査委員に選任された者は、その互選により委員長を選出する。
- 4 委員長は、当該案件に関する審査の経過及び結果を当該学部の専任教授会に報告するものとする。

(任用及び昇任の基準)

第5条 任用及び昇任の基準は、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）等に定める教員資格に準拠し、当該教員の教授資質、研究業績、教育業績、学会並びに社会的活動等について、公平かつ厳格になさなければならない。

- 2 教授資質、研究業績及び教育業績については、次の各号に掲げる基準による。
 - (1) 専門分野において、学術研究上、職務上優れた業績がある場合
 - (2) 本学の運営や教育に実践し、貢献したと認められる場合
 - (3) 学会、外部の組織・団体から、表彰・顕彰され、顕著な学問的業績が認められた場合
- 3 前項各号については、著書、論文、学術報告等の提出を求め、審査する。

(規程の改正)

第6条 この規程の改正は、各学部の教授会及び大学協議会並びに理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年1月12日改正)

この規程の改正は、平成10年1月20日から施行する。

附 則 (平成10年3月16日改正)

この規則(静岡産業大学国際情報学部の設置等に伴う関係規則及び規程の整備に関する規則)は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。